

宇治市職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の内容

通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員のうち、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とするものに対し、次に掲げる通勤手当を支給する。

項目	要件等
対象者	交通用具に係る通勤手当の支給対象者
対象施設	自動車等の駐車のための施設(自転車駐輪施設を除く)
手当額 (月額)	5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額
その他	1か月あたりの交通用具に係る通勤手当及び交通機関に係る通勤手当の額と合算した額の限度は55,000円とする。

2 施行期日

施行期日 令和8年4月1日